

2024 年 5 月 22 日

協力会社の皆様へ

大林道路株式会社

支払条件変更のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のことお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、現行の手形払（電子記録債権払を含む）による支払条件を、下記のとおり、全額現金払に変更することといたしましたので、ご通知申し上げます。

この変更の目的は、国土交通省が推進する下請取引適正化などに対応し、協力会社の皆様の資金負担軽減と貴社とのより一層のパートナーシップの構築を目指すものであります。協力会社の皆様におかれましては、引き続きより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容 すべての支払について、約束手形や電子記録債権による支払を廃止し、全額現金払とします。
2. 変更時期 2024 年 6 月末日締分より
 - ・ 下請法対象事業者 2024 年 7 月 31 日払より
 - ・ その他（定時払） 2024 年 8 月 9 日払より
3. 基本契約 本通知をもって支払条件の変更とします。
4. 補足事項 弊社がスポンサーの J V や子会社の支払についても、現金払とします。

以上

〈 問い合わせ先 〉 大林道路株式会社 本店 経理部財務課 TEL：03-3295-8864